

告 示

埼玉県告示第四十四号

平成二十九年埼玉県告示第五百十一号で公示した基本測量は、平成二十九年十二月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司